

令和4年8月18日

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 高齢者施設等への抗原検査キットの配布について.....	1
2 児童虐待による児童死亡事件について.....	2

1 高齢者施設等への抗原検査キットの配布について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、6月補正予算に計上した高齢者施設等への抗原検査キット配布の対応状況について報告する。

(1) 事業内容

重症化リスクの高い高齢者への感染拡大を防止するため、高齢者施設等の従事者が体調に不安を感じた際など、速やかに検査ができるよう抗原検査キットを配布する。

(2) 配布先

県内（政令市・中核市を除く）に所在する高齢者施設・介護サービス事業所

(3) 動産（抗原検査キット）買入れに伴う専決処分（処分日は8月2日）

- ・ 契約者名 富士レビオ株式会社
- ・ 契約金額 1億9,635万円

(4) 配布数量

	施設数	検査キット配布数
高齢者施設[入所施設]	約 1,000	約 300,000
介護サービス事業所[通所・訪問]	約 4,000	約 210,000
計	約 5,000	約 510,000

(5) 配布時期

令和4年8月9日（火）から発送を開始し、8月中に完了見込み

（参考：政令市・中核市の令和4年度配布状況）

	施設数	検査キット 配布見込数	配布時期
横 浜 市	高齢者施設[入所施設]	約 1,000	約 500,000
	介護サービス事業所[通所・訪問]	約 4,500	
	計	約 5,500	
川 崎 市	高齢者施設[入所施設]	約 500	検討中
	介護サービス事業所[通所・訪問]	約 2,000	
	計	約 2,500	
相 模 原 市	高齢者施設[入所施設]	約 300	約 22,000
	介護サービス事業所[通所・訪問]	約 900	
	計	約 1,200	
横 須 賀 市	高齢者施設[入所施設]	約 150	約 23,000
	介護サービス事業所[通所・訪問]	約 450	
	計	約 600	

2 児童虐待による児童死亡事件について

大和市で発生した児童虐待死亡事件及び厚木市で発生した車内放置による児童死亡事件について報告する。

(1) 大和市で発生した児童虐待死亡事件

ア 事件の概要

本件は、令和元年8月に当時7歳だった第三子を窒息死させたとして、令和4年2月に、殺人容疑で実母が逮捕された事件に関して、当時死因不詳とされていた第四子についても、窒息死の疑いがあることが判明し、令和4年7月31日に実母が再逮捕された。

このきょうだいについては、当時、県の中央児童相談所（現在：大和綾瀬地域児童相談所）が、一時保護を行うなど関与していた。

<きょうだいの状況>

第一子（異父兄） 死亡（生後5か月 ミルクの誤飲）

第二子（異父姉） 死亡（生後1か月 乳児突然死）

第三子（実兄） 死亡（7歳 窒息死）

第四子	死亡（生後1歳5か月 窒息死の疑い）
-----	--------------------

イ 経過

年月	概要
平成24年5月	第一子、第二子が乳児期に死亡した経過を理由に、第三子妊娠中に大和市から中央児童相談所へ通告。第三子をネグレクトとして支援開始
平成24年11月	第三子の一時保護及び施設入所の措置
平成27年3月	第三子の施設入所措置解除、在宅指導開始
平成27年10月～	第四子の妊娠期に虐待の疑いがあると中央児童相談所が判断し、第四子出生（H27.11.5）後、大和市と連携して在宅指導を開始。 以降、定期的な家庭訪問等を行ってきた中では、特に虐待の兆候は見られなかった。
平成29年4月	第四子死亡（当時は原因不詳）
同月	第三子を再度一時保護開始。施設入所を援助方針会議で決定
平成30年2月	親権者から第三子の施設入所の同意を得られず家庭裁判所へ施設入所審判申立

平成 30 年 10 月	申立は不相当と判断され、却下処分（第三子への虐待は認められないと家庭裁判所が判断）
平成 30 年 11 月	第三子の一時保護解除、在宅指導を継続
令和元年 8 月	死亡 4 日前に中央児童相談所職員が、保護者と第三子と面接し問題ないことを確認
同月	第三子死亡

ウ 今後の対応

(7) 検証委員会での検証

再発防止の観点から、第三子については令和 4 年 4 月 28 日に外部の有識者による検証委員会を設置し、10 月までを目途に検証を行うこととしている。

第四子の事案についても、児童相談所が関わっていたことから、この委員会の中で検証を実施する方向で調整を進めている。

(4) 捜査機関との連携

引き続き、捜査に全面的に協力していく。

(2) 厚木市で発生した車内放置による児童死亡事件

ア 事件の概要

令和 4 年 7 月 29 日に、実母が車内に子ども二人を放置し、死亡させたとして、8 月 2 日に、実母が第二子に対する保護責任者遺棄容疑で逮捕された。

このきょうだいについては、令和 4 年 7 月 14 日に厚木児童相談所がネグレクトとして、県中央児童相談所からケース移管を受理していた。

<きょうだいの状況>

第一子	死亡（2 歳 熱中症）
第二子	死亡（1 歳 熱中症）

イ 経過

年月日	概要
令和 4 年 7 月 8 日	寒川町の店舗駐車場で、長男を車内に置いたまま実母が買物し、通行人が警察に通報。茅ヶ崎警察署が事案を把握
令和 4 年 7 月 14 日	茅ヶ崎警察署が中央児童相談所へ通告。中央児童相談所がネグレクトとして受理

同日	中央児童相談所は、母子の居住地を所管する厚木児童相談所へケース移管。 厚木児童相談所がネグレクトとして受理し、乳幼児健康診査等の調査を開始。 ※調査の結果、子どもの状況等に虐待を疑う心配な情報はなし。
令和4年7月29日	厚木児童相談所から実母に電話連絡するも不通
同日	事案発生 第二子死亡
令和4年8月2日	第一子死亡
同日	実母逮捕

ウ 事件を踏まえた対応

- ・ 臨時児童相談所長会議の開催
日時 令和4年8月4日（木） 16時40分～17時40分
内容 本事案の共有、各所の支援ケースの再点検を要請
- ・ 注意喚起の通知発出

エ 今後の対応

(7) 検証委員会の設置

再発防止の観点から、外部の有識者による検証委員会を設置し、県警察等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

(1) 捜査機関との連携

引き続き、捜査に全面的に協力していく。